

<地区計画>

計画図（地区整備計画図）

■地区施設の配置及び規模

名称	幅員	延長	備考
区画道路1号	6.0m	約 230m	避難場所へのアクセス道路
区画道路2号	4.0m	約 80m	未接道宅地解消のための計画道路
区画道路3号	4.0m	約 45m	
区画道路4号	4.0m	約 70m	
区画道路5号	4.0~4.5m	約 30m	
区画道路6号	4.0m	約 240m	
区画道路7号	4.0m	約 180m	建築基準法第4条2項の規定による道路 (セットバックによる整備道路)
区画道路8号	4.0m	約 70m	
区画道路9号	4.0m	約 30m	
区画道路10号	4.0m	約 70m	

■建築物等の用途の制限

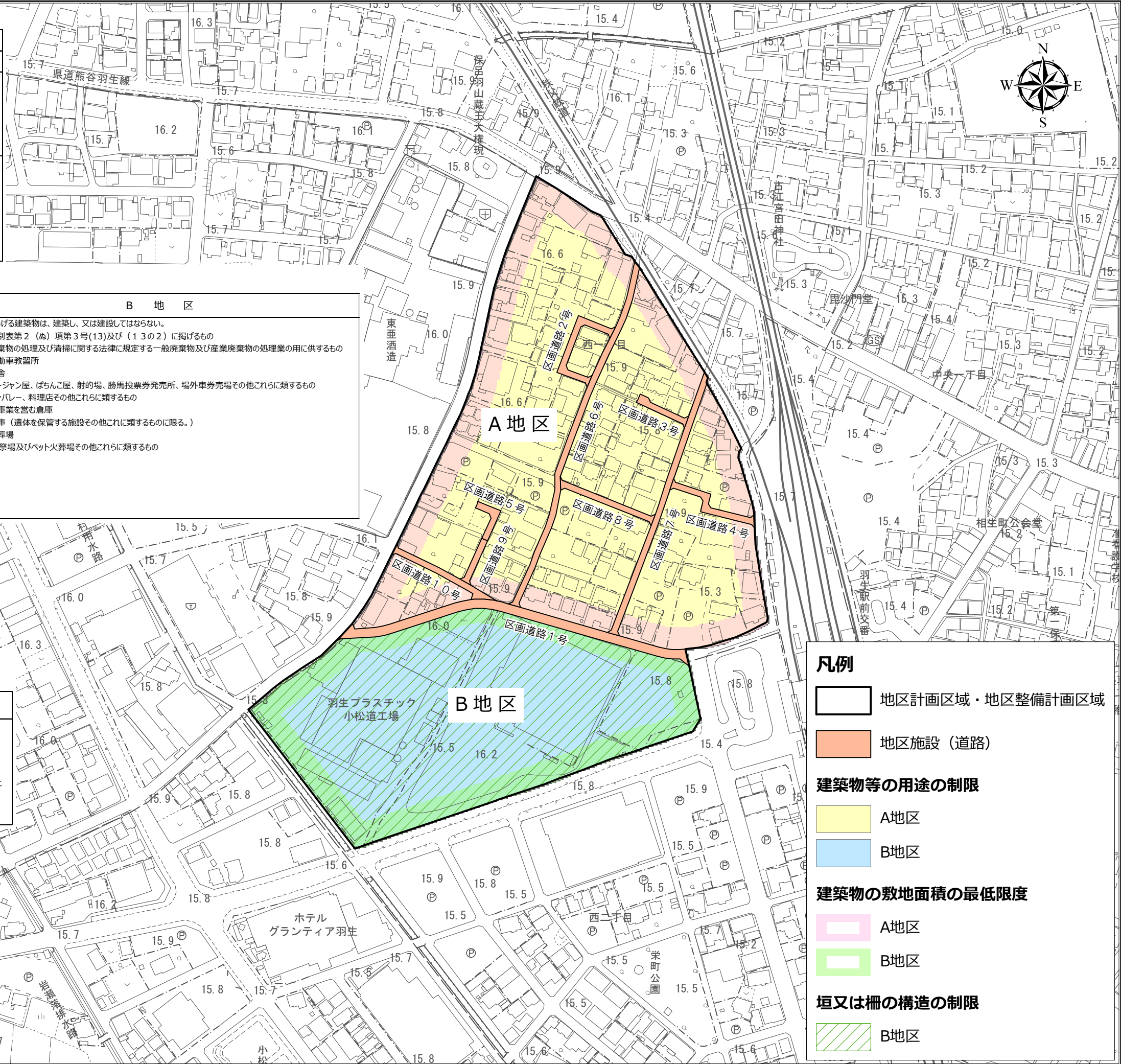
A 地区	B 地区
次に掲げる建築物は、建築し、又は建設してはならない。 1. 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ほ）項第4号に掲げるもの 2. 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業の用に供するもの 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7. カラオケボックスその他これらに類するもの 8. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの 9. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 10. 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの 11. 倉庫業を営む倉庫 12. 倉庫（遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。） 13. 火葬場 14. 葬祭場及びペット火葬場その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は、建築し、又は建設してはならない。 1. 法別表第2（ぬ）項第3号(13)及び(13の2)に掲げるもの 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業の用に供するもの 3. 自動車教習所 4. 畜舎 5. マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 7. 倉庫業を営む倉庫 8. 倉庫（遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。） 9. 火葬場 10. 葬祭場及びペット火葬場その他これらに類するもの

■建築物の敷地面積の最低限度

A地区	B地区
100㎡	1,000㎡
ただし、当地区計画決定告示日以前から敷地面積が最低限度未満の土地については、この限りでない。	ただし、当地区計画決定告示日以前から敷地面積が最低限度未満の土地については、この限りでない。

■垣又は柵の構造の制限

A地区	B地区
—	垣又は柵の構造は、次に掲げるものとする。ただし、門柱、門扉についてはこの限りではない 1. 生垣 2. 前面道路からの高さ1.2m以下のコンクリートブロック、石積等の上に柵、網等のフェンスを施したもので前面道路からの高さが1.8m以下のもの又は植栽を組み合わせたもの



凡例

- 地区計画区域・地区整備計画区域
- 地区施設（道路）

建築物等の用途の制限

- A地区
- B地区

建築物の敷地面積の最低限度

- A地区
- B地区

垣又は柵の構造の制限

- B地区

